

『パラグアイ投資ラッシュと投資関連諸法令について』

第3回 パラグアイ便り 『好転する投資環境と将来の可能性』で報告したように、パラグアイは近年、①メルコスールの枠組みによるブラジルやアルゼンチンという隣国の大きなマーケットの存在、②労働関連コストの低さ(租税・労賃・労働法規)や労働力の豊富さ、③マクロ経済の安定、④自由な外国為替取引、など当国の良好な投資環境を理由に、海外企業からの投資先として存在感がしだいに大きくなりつつあります。

ここで見過ごせないのがパラグアイにおける投資関連法令で、これら法令に基づく制度やインセンティブを活用しての投資が増えています。たとえば2014年の当国マキラ制度を利用した輸出額250百万ドルは、2013年の159百万ドルと比較して57%も増加しています。

また、2014年に「投資を促進する法令第60/90号(投資促進法)」の適用承認を受けた投資プロジェクトの総額は596.6百万ドルに達し、2013年の249.5百万ドルと比較して約150%増と大きく伸びています。なお、同法令の適用が承認された投資プロジェクトのうち、2014年における海外からの投資は413.0百万ドルと、2013年の43.7百万ドルの約10倍に達しており、その分野もホテル・観光・船運といったサービス業から、食品・繊維・化学・プラスチックといった各種製造業に及んでいます。



(近年急成長している食品加工業:牛乳製造)



(国際競争力の高い繊維加工産業)

今回のパラグアイ便りでは、パラグアイの投資関連の諸法令の概要を別紙で簡単に紹介することにします。その詳細についてはパラグアイ政府関係各機関に直接照会することを勧めますが、概ねどのような法令が存在するのか参考にしてください。

なお、これら投資環境整備法令のほとんどは近年整備されたものではなく、従来からあったものです。こうしてみると、現在の当国における投資の盛り上りは現カルテス政権が頻繁に海外に投資ミッションを派遣するなど精力的に魅力をアピールしていることに加え、隣国での生産コストの著しい上昇や労働規制、為替の制限、先行きの不透明感などのネガティブな要因により当国に対する企業の関心が反射的に高まっていることが窺えます。

とはいえ、現政府はこの状況をパラグアイ経済構造変革の好機と捉えて積極的に投資誘致政策を推進しており、これが実体経済にも徐々に反映されるようになっていきます。過去数十年間まるで眠ったように停滞していた当国経済がここ数年で投資ラッシュや建設ブームを迎え、首都アスンシオンの様相もかつてない活気を帯びていることが実感できる毎日です。



(アスンシオン市内に建設中のオフィスビル)



(左に隣接する総合的商業施設)

【参考】中南米諸国経済環境ランキングを、本稿末尾に添付しています。



(パラグアイ投資輸出促進局のロゴ)

(上田善久 大使館 2015年3月)

『パラグアイにおける投資に関連する各種法令』

※ 本資料は各種法令の概要であり、とくにインセンティブなどの恩典等についてのパラグアイ政府による運用状況などは法令の原文を参照し、また各制度を所管するパラグアイ政府の機関に問い合わせ確認してください。なおスペイン語による各法文は在日パラグアイ日本大使館 HP で検索できます。
《 <http://www.embapar.jp/ja/eco/inverpy/lesqjinver/> 》

- 商工省投資輸出促進局 (REDIEX)
<http://www.rediex.gov.py/>
 - マキラドーラ輸出産業国家委員会 (CNIME)
<http://www.maquila.gov.py/ES/>
 - 駐日パラグアイ共和国大使館
<http://www.embapar.jp/ie/>
- a) 法令第 117/91 号 (注)“117/91”とは 1991 年制定の第 117 号法令。以下同様。パラグアイは同法によって国内外の投資に対し同等の保証、権利、義務を与えている。
- b) 法令第 60/90 号「投資促進法」
国内外からの資本財のための財政(経済)的インセンティブを与える制度を設けており、右目的は財の生産やサービスの供給を増加させ、正規雇用を創出し、輸出促進及び輸入を代替することにある。上記インセンティブにより法人税の 95%免除(原則5年間、一定の条件を満たす場合 10 年に延長可能)、生産に必要な原材料及び消費財の輸入に関する関税及び内国税の免除等(5 年間)の優遇措置を受けることができる。
- c) 法令第 523/95 号「フリーゾーン」
フリーゾーンは地理的に限定された地域における税関上の制度であり、右制度は国内の他の地域と異にしている。同ゾーンでは法人税等の減免(フリーゾーン税)、輸入関税の免税措置及びその他恩典を受けることができる。パラグアイ政府は同国のフリーゾーンの機能として、ビジネスセンターとしての役割、密輸品及び海賊版の拡散防止、輸出競争力の向上等を挙げている。

d) 法令第 1064/97 号「マキラ(輸出保税加工地区)制度」

同法によりマキラドーラ制度(通称マキラ制度)を所管し、同制度によるマキラドーラ企業の設置促進を目的としたマキラドーラ輸出産業国家委員会(CNIME)が創設されており、法人税等の減免(単一課税)、輸出のための生産に必要な原材料の一時的輸入に関する関税及びその他税の免税等の様々な恩典を受けることができる。

※ なおマキラ制度については駐日パラグアイ大使館 HP において日本語で説明が記載されています。

e) 大統領令第 11.701 号「原材料及び投入財の輸入制度」

同制度の目的は、国内で生産されていない原材料や投入財の輸入を促進することであり、同制度の証明書(CERTIFICACIÓN)の発行には、国内で当該原材料が入手不可能であること、一回の輸入額が 1,500 ドル以上であること等のいくつかの要件を満たすことが求められる。同制度により国内での製品の生産に使用される原材料(投入財含む)に対する関税0%適用の恩典を受けることができる。

f) 法令第 4838/12 号「国内自動車政策」

同法は車両(原動機を搭載の有無に関わらず)の製造・組立て、自動車部品の製造等を促進するための投資に対して財政的インセンティブを与えている。右により同分野の競争力の向上や労働機会の創出、技術移転などを促すことを目的としている。

g) 法令第 5102/13 号「官民連携法(APP 法)」

※ 同法は、公共事業における民間企業の参加を通じたインフラ整備及びサービス事業等の促進を目的とし、政府と民間企業との間のインフラ整備等にかかる契約の締結を可能にする法的根拠を定めたもの。

公共事業における契約の形態は、政府主導型及び民間主導型の2種類。同法における契約の対象は、国道の建設、修復及び管理、橋梁の建設及び管理、上下水道管理、発電・送電・売電、首都圏道路整備、セメントの生産・販売等の公共事業であり、その詳細については政府が決定権限を有する。

民間主導型の事業においては、民間企業の提出した事業案が承認された後に入札が実施される。この際、事業案を提出した企業は事業規模に応じて3～10%追加的に有利な評価を与えられた形で他の企業とともに入札に参加でき、仮に事業の落札に失敗した場合、事前調査費用分の経費は返還される。なお同事業の投資額に占める政府支出の割合は10%が上限とされており、残りの部分は民間投資によって占められる。

- h) 法令第 4427/12 号「高度技術(ハイテク)財法」
電気電子、遠距離通信(テレコミュニケーション)及び情報通信分野における高度な技術を用いた財(製品)の生産・開発・組立てに対しインセンティブを与えている。
- i) 法令第 4903/13 号「工業団地法」
工業団地の創設、プロモーション、建設及び環境との調和等に関する規制枠組みの設立、並びに、工業団地の設立自体を財政的インセンティブ及びその他メリットを与えることで促進し、生産活動を拡大して当国の社会経済開発に貢献することを目的としている。
- j) 法令第 3254/07 号「天然ガス規制枠組み」
同法は、天然ガスを対象とすることを前提に、環境への影響の軽減を図りつつエネルギー利用の地域的な統合・補完、持続的発展のためのエネルギー利用形態の多様化、並びにエネルギー供給における長期的視点での新しい技術の承認に関する国家政策に適用されると規定されている。具体的には、天然ガスの製造・輸送・販売等の行為に関するライセンスの付与、右税率等に関し定めている。
- k) 法令第 779/95 号「石油及びその他化石燃料(炭化水素)資源の調査、探査及び採掘に関する法令」
パラグアイの領土内に賦存する個体・液体・ガスの各化石燃料の鉱床は国家の固有の財産であり譲渡不可能、不可侵で時効なしと規定しており、また政府が限定された期間における調査・探査・採掘の許認可する旨規定している。

(以上)

【経済環境ランキング】

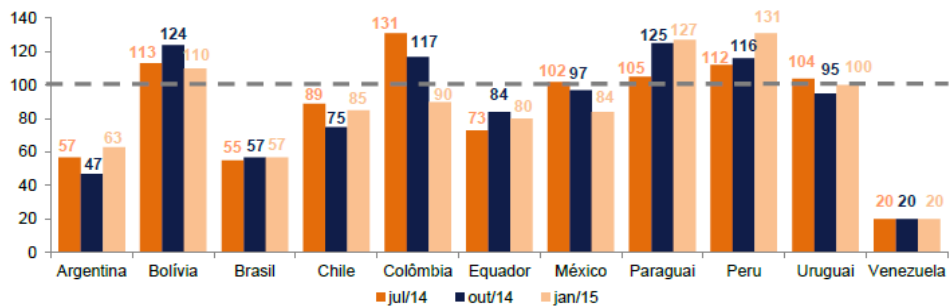
ブラジルの Geturio Vargas 財団が発表した中南米各国の投資環境ランキング。
パラグアイは第3位になっており、メルコスール諸国の最上位にある。



Sondagem Econômica da América Latina Ifo/FGV
Fevereiro de 2015

O Brasil ficou em 10º lugar no ranking do ICE médio dos últimos quatro trimestres, liderado pelo Peru. Chama atenção a queda da Colômbia que esteve na primeira posição desde julho de 2014. A queda no preço do petróleo contribui para o aumento do déficit fiscal e da conta corrente do balanço de pagamentos.

Gráfico 3: Indicador do Clima Econômico para países da América Latina



RANKING DOS PAÍSES

Posição Anterior	Posição Atual	País	ICE Médio dos últimos 4 trimestres	
			Out/14	Jan/15
4	1	Peru	124	123
2	2	Bolívia	125	122
3	3	Paraguai	125	122
1	4	Colômbia	131	119
5	5	Uruguai	102	102
6	6	México	100	95
8	7	Chile	91	86
7	8	Equador	91	84
10	9	Argentina	64	61
9	10	Brasil	68	60
11	11	Venezuela	20	20
